

最近における欧州共同市場の発展状況

目 次

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| 1. は し が き | 3. 欧州共同市場の経済情勢 |
| 2. 欧州共同市場計画のスピード・アップ——
ハルシュタイン・プラン | 4. 欧州共同市場企業の国際協調 |
| | 5. む す び |

1. は し が き

欧州共同市場は周知のとおり、加盟6か国が12～15年の経過期間を置いて域内関税および輸入割当撤廃を中心とする経済統合を進め、人口170百万をようする一大市場を形成、さらには政治的統合をも図って米・ソに匹敵する第3の勢力、United States of Europe を形成せんとするものである。欧州共同市場の設立は1957年3月、ローマで調印された欧州経済共同体（EEC、欧州共同市場）条約（ローマ条約）によって決定されたが、当時加盟国自身、その順調な進展には必ずしも確信を持ってはいなかったのが実情であった。しかるに同条約が58年1月発効、翌59年1月から具体的実施段階にはいるや、域内で最も問題視されていたフランスがフラン切下げを含む抜本的経済再建総合政策の実施により全く立ち直ったこと、6か国の与論および全経済界があげて共同市場の理想実現に努力したこと、さらには世界景気の上昇が幸いしたことなどから、域内の経済統合は急速に進展、6か国の経済は上昇一途をたどっている。さる7月、欧州共同市場の完成促進に関し、いわゆるハルシュタイン・プランが決定するにおよび、いまや欧州共同市場は予定よりはるかに早く完成することが確実となった。

英国は本年7月、欧州共同市場に対抗して欧州自由貿易連合（EFTA）を結成し、ここにいわゆる6対7の問題を生じているが、欧州共同市場

は単に欧州経済のみならず世界経済全体に大きな影響を持ち、現在検討が進められている経済協力開発機構（OECD）設立に関しても、米国と並び重要な地位を占めている。

以下このようなめざましい発展を遂げつつある欧州共同市場につき、経済実態面の動きを中心に紹介することとする。

2. 欧州共同市場計画のスピード・アップ——ハルシュタイン・プラン

ローマ条約によれば欧州共同市場は12～15年の経過期間を置いて完成される予定となっている。しかるに共同市場が発足以来予想外に順調な進展を示すにおよび、昨年秋ごろから加盟諸国間に共同市場の完成を促進しようとする意向がとみに強まった。昨年10月に行なわれた共同市場の過渡期間を6～8年に半減せんとするベルギーのウィニー提案、11月に行なわれた1960年の域内関税20%引下げ（ローマ条約では10%）に関するフランスのウオルムゼ提案、本年にはいっては3月、域内資本取引自由化に関するマルジュラン提案、さらに具体的決定事項としては、対外共通関税中のいわゆるG項品目関税率の予定より21ヵ月も早い決定など、いずれも上述のような各国の意図を示すものにほかならない。こうした動きを総合し最もコンクリートな計画としたものは、共同市場委員会委員長ハルシュタインがさる3月10日の閣僚理事会に提案し、5月3日の理事会で最終的決定を

みたいわゆるハルシュタイン・プランである。

ハルシュタイン・プランの骨子は、①ローマ条約で1969年末に予定されている域内輸入制限完全撤廃を工業製品については明61年末に完成、原則としてこれを双務条件で第3国にも適用する。②関税面では61年末までの域内関税引下げを予定の30%から40%ないし50%へ高める。③対外共通関税については、その第1次接近調整措置を予定より1年早めて本年末までに実施し、しかも原案より大幅な関税引下げを行なう、という3項に要約されるが、欧州共同市場発足以来今日までの制度的進展状況およびハルシュタイン・プランによる今後のスピード・アップの予定をローマ条約原案との対比において簡単に表示すれば別表のとおりである。

ハルシュタイン・プランには以上のほか、従来遅れている農業共通政策の促進策なども含まれ、また共同市場閣僚理事会はこれと同時に6か国が今後単に関税同盟の分野のみならず、経済統合をすべての分野で加速化する意図を有することを明らかにしている。かくて共同市場は明年末にはおおむねその輪郭を整え、世界経済により大きな影響力を持つに至るであろうことはほぼ確実となったのである。

(1) 域内輸入割当

区 分	原 案 (ローマ条約)	ハルシュタイン ・プラン	備 考
年 月 日			
1959. 1. 1	前年の20%拡大		既実施、OE EC加盟国へ 拡大適用
60. 1. 1	〃		既実施、GA TT 〃
61. 1. 1	〃		
61. 12. 31 までに	(以後毎年 20%拡大)		
1969. 12. 31	完全自由化	1. 工業製品完全自由化 2. 農産物 ①自由化農産物…1961年 まで原案ど おり前年比 20%拡大 ②非自由化農 産物…1955 ～57年の輸 入平均量の 10%を1959 ～61各年に 増加	双務ベースで 対第3国割当 をできるだけ 拡大

(2) 域 内 関 税

区 分	原 案 (ローマ条約)	ハルシュタイン ・プラン	備 考
年 月 日			
1959. 1. 1	(1957. 1. 1 基準) 10%引下げ	(10%引下げ)	既実施、GA TT加盟国へ 拡大実施
60. 7. 1	10% 〃	10%引下げ	〃
60. 12. 31 までに		10% 〃	ただし、非自 由化農産物は 5%
61. 12. 31	10% 〃	10または20% 引下げ (非自由化農 産物については 別に定む)	10または20% のいずれにす るかは 1961. 6. 30までに理 事会決定。
第1段階計	30% 〃 (以後1年ない し1年半ごと に10%引下 げ)	40または50% 引下げ (1962年以後 の計画未定)	ハルシュタイン ・プランの 引下げは対外 共通関税を限 度として第3 国に拡大適用 することがで きる。
1969. 12. 31	完全撤廃		

(3) 対 外 共 通 関 税

区 分	原 案 (ローマ条約)	ハルシュタイン ・プラン	備 考
共通関税率	原則として 1957年1月1日 の6か国関税 の算術平均	共通関税率は 原案どおり ただし接近措 置の算定基準 には共通関税 率を20%引き 下げたものを 用いる(注)	第1次接近措 置…原税率 (1957. 1. 1. 税 率)と共通関 税との差が共 通関税の15% 以内のものは 共通関税実施 、その他は 差の30%を縮 小
年 月 日			
1960. 12. 31		第1次接近措 置	第2次接近措 置…さらに差 の30%を縮小
61. 12. 31		第1次接近措 置	第3次接近措 置…さらに差 の40%を縮小 して、共通関 税完全実施
65. 12. 31		第2次接近措 置	
69. 12. 31		対外共通関税 完全実施	

(注) ハルシュタインは当初原案の対外関税率を20%引き下げたものを、新対外関税率とするよう提案したが、フランスの反対意見との調整のため上記のように決定をみた。なお対外共通関税率を原案どおりとするか、ハルシュタイン提案どおり20%引き下げた水準とするかは最終的に今後の GATT 交渉で決定することとされている。

3. 欧州共同市場の経済情勢

(1) 欧州共同市場の経済力

欧州共同市場の経済力は別表のごとく、人口においてほぼ米国に匹敵し、貿易額においては米国を上回って世界貿易に圧倒的な重要性(世界貿易

の約4分の1)を持っている。しかし諸生産力においては米国にはるかに及ばず、GNP(1959年)は1,500億ドルと米国の4,800億ドルの3分の1に足りない、また共同市場諸国の生活水準を示す指標として人口当り鉄鋼消費量、自動車所有台数、電話、テレビ普及度などを米・英と比較してみると別表のとおりである。もちろんこれら指標によって生活水準を比較することは各国国民性、環境の相違などがあり、必ずしも正しい結論は得られないが、大体的概念として共同市場諸国の生活水準は英国より若干低く、米国に比してはかなり低い水準にあるといえよう。

欧州共同市場の経済力(1959年)

区 分	共同市場	英 国	米 国	ソ 連
人 口 (百 万 人)	167.7	52	178	209
GNP (十億ドル)	151.7	57.8	480	—
生 産				
粗 鋼(百万トン)	63.6	20.0	76.8	59.9
石 炭(")	235	225	386	507
電 力(十億KWH)	241	102	780	264
自動車(千 台)	3,063	1,190	5,591	125
貿 易 (十億ドル)				
輸 出(F O B)	25.3	9.3	17.6	5.4
輸 入(C I F)	24.2	10.8	16.5	5.1

(注) 共同市場の貿易は域内貿易を含む。

共同市場諸国の生活水準(1958年)

区 分	鉄 鋼 消費量 年1人当り (kg)	食 肉 量 年1人当り (kg)	自 動 車 保 有 千人当り (台)	電 話 加 入 千人当り (本)	テ レ ビ 視 聴 千人当り (台)
共 同 市 場	283	47.7	59	82	29
英 国	338	67.1	88	141	156
米 国	568*	86.2	324	379	272*
ソ 連	263	36.7	2	11	12

(注) *1957年。

欧州共同市場の結成は、上述のように相当な経済力を持ちながらも、なお米国に比してはかなり低水準にある6か国の経済を統合し、域内各国の国際分業による産業構造の改造、企業の合理化、生産性向上などを通じて今後12~15年間に現在の生産を倍増、現在の米国の生活水準を達成するこ

とが一応の目標とされている。この点に関し1958年のGNP(不変価格)の48年比年平均増加率をみると、米国の3%、英国の2.4%に対し、共同市場諸国は3.4ないし8.4%の高率で、とくに戦前の増加率が米・英をはるかに下回っていたことと対比すれば最近の6か国経済の成長率はきわめて高いことを示している。このような共同市場諸国の高い経済成長率からすれば、上述の共同市場の経済発展目標は決して過大なものとは思われず、とくに共同市場発足以来各国経済のめざましい発展ぶりは、この目標が十分達成しうるものであることを示しているといえよう。

(2) 貿易事情の好転

欧州共同市場の急進展を最も端的に示しているのはその貿易事情である。共同市場6か国の貿易は1958年の若干の赤字から59年には黒字に転じたが、とくに世界貿易の増加率を大幅に上回る共同市場輸出の増加が注目される。すなわち世界貿易(輸出)が59年に6%、本年第1四半期には19%増加したのに対し、共同市場の輸出増加率はそれぞれ11%、34%の高率を示している。6か国の貿易がこのようなめざましい発展を遂げたのには、①58年末の各国通貨の交換性回復、その後の世界的貿易自由化進展による貿易量の増大、②59年の世界的好況、③59年における米国の小型車需要増に伴う自動車輸出の急増、米鉄鋼ストの影響を受けた鉄鋼輸出の好調、など各種の好条件が考えられるが、これら理由のほか、④共同市場発足に伴う域内貿易の飛躍的増大が大いにあずかって力があつた。

ただここで注意すべきことは、さる6月共同市場委員会が発表した一般報告にも指摘されているごとく、共同市場域内貿易の顕著な増加を単純に共同市場の関税引下げ、輸入割当拡大などに結びつけて考えてはならないことである。これら制度的改変も域内貿易増大の一因となったことは疑いのないところであるが、共同市場はまだ発足直後であり、その関税引下げ、輸入割当拡大は小幅にとどまっている。ましてこれら措置がGATT、

OECC加盟国に拡大適用された事実からすれば、これがとくに域内貿易拡大に作用した面はさほど大きなものではない。しかもなお域内貿易が飛躍的増加を示したのは、①共同市場発足に伴い、域内企業が大市場体制に即応し、かつ国際競争力強化を目的として企業の合理化、近代化、さらには企業の提携、合同を活発に進め、これらを通じて6か国の経済が大幅な成長を遂げたこと、②共同市場結成によって6か国の連帯意識が強まり、6か国間にできるだけ域内で無相通じようとする域内貿易優先のマインドが醸成されたこと、などによるものである。

欧州共同市場6か国貿易総額と世界貿易

(単位・百万ドル)

区 分	6か国貿易総額	世界貿易	世界貿易に占める6か国貿易の割合	
			金額	%
1958年				%
輸 入	22,950	100,820		22.8
輸 出	22,740	96,214		23.6
59年				
輸 入	24,210	105,800		22.9
(前年比)	(+ 5.5%)	(+ 4.9%)		
輸 出	25,250	102,000		24.8
(前年比)	(+ 11.0%)	(+ 6.2%)		
60年第1四半期				
輸 入	7,250	29,250		24.8
(前年同期比)	(+ 31.5%)	(+ 20.6%)		
輸 出	7,345	27,750		26.2
(前年同期比)	(+ 33.5%)	(+ 19.3%)		
第2四半期				
輸 入	7,332			
(前年同期比)	(+ 20.9%)			
輸 出	7,261			
(前年同期比)	(+ 17.9%)			

いま域内貿易の増加状況をみれば別表のとおり、昨年の対前年比増加率は19%に達し、域外貿易の輸出7.5%増、輸入0.2%減と著しい対照を示している。もっとも最近では共同市場側の貿易自由化措置が浸透してきたこと、昨年中国際価格の低落によって買控えを続けていた企業家が、原材料在庫の拡充に踏み切ったことなどから米国を中心とする域外諸国からの輸入が増加し、他面米国の

コンパクト・カー生産、鉄鋼スト解決などにより対米輸出は停滞気味を示している。しかしながら今後の方向としてはOECC諸国への輸出増加が期待されるほか、最近ようやく伸びはじめた低開発諸国への輸出もさらに拡大が見込まれるので、域外からの輸入増も貿易収支面の大きな不安ではないとされ、むしろ、こうした動きはまず域内貿易中心に基礎を固めた共同市場が、次の発展段階として域外をも含めた貿易において均衡のとれた拡大に進みつつあるものとみられている。

欧州共同市場貿易事情

(単位・百万ドル)

区 分	1958年		1959年		増減率	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	(入)	(出)
域 内	6,790	6,865	8,090	8,180	+19.1	+19.2
域 外	16,160	15,875	16,120	17,070	- 0.2	+ 7.5
対 EFTA	3,640	4,950	3,950	5,420	+ 8.5	+ 9.5
対 米 国	3,228	1,896	2,820	2,664	-12.6	+40.5
対 日 本	124	149	134	181	+ 7.7	+21.4
計	22,950	22,740	24,210	25,250	+ 5.5	+11.0

1959年中の各国別域内貿易

(単位・百万ドル)

輸出国 \ 輸入国	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー・ルクセンブルグ	輸出合計
	ドイツ	—	738.8	464.2	815.4	
フランス	773.9	—	256.9	139.9	430.9	1,601.6
イタリア	519.8	177.6	—	71.3	80.6	849.3
オランダ	744.2	176.5	90.6	—	543.3	1,544.6
ベルギー・ルクセンブルグ	422.4	269.2	77.3	722.9	—	1,491.8
輸入合計	2,460.3	1,362.1	889.0	1,749.5	1,616.4	8,077.3

(注) 資料は各国の輸入統計による。

1959年の商品別域内貿易および前年比増減率

(単位・百万ドル)

年次	商品	食料・飲料・たばこ	動力材料	原材料	化学製品	機械および運輸設備	その他工業品	その他	合計							
		1958年	908.8	744.5	622.2	486.1	1,514.4	2,457.5		54.1	6,787.6					
1959年	1,126.0	747.5	792.4	584.6	1,771.0	2,996.9		58.9	8,077.3							
増減率(%)	(+)	23.8	(+)	0.4	(+)	27.3	(+)	20.2	(+)	16.9	(+)	21.9	(+)	8.8	(+)	19.0

(3) 金・外貨準備の充実

1959年末の共同市場6か国の金・外貨準備は

123億ドルと前年末（124億ドル）を若干下回ったが、この間各国のIMF増資払込、西ドイツの国際収支黒字抑制策、フランスの外貨債務返済などを勘案すれば、実質的な6か国の金・外貨準備は著しく充実したわけであり、こうした増勢は今年にはいっていっそう高まっている（6月末共同市場金・外貨準備137億ドル）。このような6か国の金・外貨準備充実は基本的には前述のような6か国の貿易収支好転を基盤とするものであるが、とくに従来域内で最も弱体であったフランスが経済再建総合政策の結果、顕著な立直りを示し、フラン貨の堅調、輸出の増加を背景として金・外貨準備が59年初来本年9月末までに実質24億ドル（うち、外貨債務返済約14億ドル）の著増を示したことが、イタリアの金・外貨準備が観光収入、移民送金を中心に58年来急増（59年中971百万ドル）したことが大きな要因となっている。このようなフランス、イタリアの立直りの反面、西ドイツは国際収支の引き続き大幅黒字抑制のため資本輸出奨励、非居住者預金付利禁止などを行っているが、これらの動きを通じて共同市場諸国の金・外貨準備の平準化が進み、最近はその金・外貨準備に全く不安のない状態となっている。

このような共同市場の金・外貨準備充実と対照的に米国では大幅な国際収支の赤字が続いている（1958年35億ドル、59年38億ドル、60年上半年率28億ドル）。また最近はその米国から西欧へのドル資金移動が問題化している。これは一つには最近の米国と西欧諸国との金利差によるものであるが、より基本的には共同市場を中心とする西欧の経済力が充実し、それを背景として西欧諸国通貨の価値が全く安定するに至ったことを示すものといえよう。かくて共同市場諸国はいまや戦後の特徴であったドル不足問題を全く解消し、世界経済に確固たる地位を築くこととなったのである。

(4) その他一般経済情勢

共同市場委員会はこのほど共同市場の経済情勢と今後の見通しに関する第2四半期報告を発表し

た。同報告によると共同市場の生産は、本年第1四半期には前年同期比14%の増加であったが、第2四半期の前年同期比増加率は11%に低下した。第3四半期はさらに低下し8~10%増程度となろうと予測している。第2四半期の生産増加率鈍化は繊維部門の需要頭打ちによる不振、石炭・造船部門の不況が、他部門の好調にもかかわらず生産活動全体の上昇を押えた形になったためであり、第3四半期のいっそうの増加率低下予測は一部産業部門（とくに鉄鋼・金属加工の一部など）の生産余力が減少していること、西ドイツ、オランダなどにおける労働力不足の激化、これら2国で国内景気抑制策が講じられていること、などによるものと説明されている。しかしながらこの第3四半期の増加率はなお1959年第3四半期の前年同期比増加率と同水準を維持しているのであって、共同市場委員会としては、年初来輸出の好調と企業の設備投資によってささえられてきた共同市場の景気の基調に格別の変化はないとしている。

ただ今後の問題としては労働力不足がますます激化しつつあること（現在西ドイツで約20万人、オランダで約2万人不足といわれる）、一部に需給の不均衡が納期延長という形ですでに現われていることなどから、物価の安定がそこなわれる恐れがあることが指摘される。この対策として共同市場委員会が今回の報告で、労働力の移動を促進するとともに、外貨準備に不安のない国にあっては輸入増加策をとって物価引下げを図ることが望ましいとし、とくに西ドイツにおいてこの政策をとるべきであるとの見解を発表しているのが注目される。従来共同市場各国の景気政策の協調は閣僚理事会、6か国蔵相会議、通貨委員会などにおいて行なわれ、共同市場委員会が各国の景気政策についてこのような明確な勧告的見解を表明したのははじめてであるが、今回の報告では委員会はさらに各国経済の今後の問題点とその対策に言及し、フランスに対しては経済の安定を堅持する必要があること、イタリアには現在の経済的好条件を利して経済構造の改善を促進すべきこと、ベル

ギーには財政均衡努力、オランダには労働力不足緩和策の必要などを力説している。これは6か国が今後あらゆる機会をとらえて経済政策の協調を進めんとする態度の現われとみられ、これにより6か国は共同市場全体の立場から適時適切な政策を打ち出し、今後も順調な経済成長を続けることが期待される。

4. 欧州共同市場企業の国際協調

(1) 企業提携とローマ条約

欧州共同市場は文字どおり加盟6か国共同の大市場を形成し、6か国が経済的に一単位になろうとするものであるため、必然的に域内企業の競争激化を招来することとなった。域内各企業はこうした新事態に対処するため、企業の合理化、大規模化を急速に進めつつあるが、この間大市場対応策の一つとして企業の提携、合同がきわめて活発に行なわれているのが注目される。こうした動きは欧州共同市場の対域外貿易自由化政策の進展に伴い、いっそう拍車がかかけられているが、さらに共同市場の発展を見越した米国など第3国資本の域内進出、域内企業との提携の動きもきわめて盛んとなっている。

しかしながらこのような企業提携が過度に行なわれれば、域内企業の自由競争を妨げ、共同市場の健全な発展を阻害することも考えられるので、ローマ条約は第3部「共同体の政策」中に企業の提携、合同を規制する規定を設けている。すなわち条約は、①自由競争の妨害、制限または歪曲を目的とし、あるいは結果的にそれらをもたらすような企業間のすべての協定、合併、協約的慣行、②自己の優越的地位を不当に利用するような行為を会社が行なうことを禁止し、(85、86条)、③この2原則に沿った施行細則を条約発効の日から3年以内(本年末まで)に公布することとしている(87条)。しかし上記①の禁止規定は生産もしくは配分の改善、技術的、経済的進歩の促進に役立ち、同時に消費者がその結果生ずる利益に公正に均てんする場合には適用されず、また②の禁止

規定は加盟国間の貿易がそれにより影響を受ける場合にのみ、その限度において適用される、という適用除外ないし適用制限規定があるため、共同市場の企業提携排除規定ははなはだあいまいかつ寛大なものとなっている。目下のところ共同市場当局としては前記ローマ条約に定められた企業提携排除細則を早急に決定しようとする意向は持っていない模様であるが、これはすでに相当程度企業の提携が進んでいる現在、これを規制することは實際上困難であること、企業の提携、合同は一つの合理化であり、とくにその結果得られる大量生産、国境を越えた企業の協調などは共同市場の目的と合致し、むしろ望ましい点が多いことによるものであろう。したがって今後決定される施行細則も提携合同などによって生ずる大きな弊害を排除する程度のもので、さほど厳格なものとなるとは思われず、すでに急速に進みつつある共同市場内の企業提携は今後も共同市場の進展とともにますます盛んに行なわれることになるものと考えられる。

(2) 共同市場における企業提携の実情

イ、企業提携

共同市場発足以来、今日までの域内企業の提携の実例はきわめて多岐多様、枚挙にいとまがない。以下特徴的なもののみを若干紹介すれば、まず産業部門別にみて企業提携が最も盛んに行なわれているのは自動車工業である。すなわちフランスのルノーはイタリアのアルファ・ロメオと密接な製造販売協定を結び、すでに昨年6月からルノーのドーフィヌ車のイタリアでの組立販売、それと交換にルノー社によるアルファ・ロメオ社の自動車および部分品のフランス市場における販売が行なわれているが、このほか西ドイツのハンス・グラスとイタリアのイノセンチ、およびフランスのマニューランと西ドイツのオートユニオン(いずれもスクーター)との間、西ドイツのウィルヘルム・ジーベルとルクセンブルグのドステレ(特殊車両)との間などにおけるほぼ同様な製造販売協定、西ドイツのフォルクス・ワーゲンとイ

タリアのフィアットおよびランシア両社、西ドイツのNSUとイタリアのフィアットおよびアルファ・ロメオ両社間における販売協定などがある。また域内企業の提携を越え第3国資本との提携に進んだものにフランス、シムカ社の米国クライスラー社との提携（クライスラーはシムカ株式の25%取得）があるが、シムカ社はさらに西ドイツのクルップ・コンツェルンと結んで西ドイツでシムカおよびクライスラー社の自動車を販売するための信用会社（資本金 2.5百万マルク）を設立、多角的な動きを示している。なお自動車業界の盛んな域内市場開拓、進出の動きを示すものとして、シムカのオランダにおける組立工場建設、ルノーのベルギー、フィアットの西ドイツ、BMW（西ドイツ）のベルギーへの同様な進出がみられる。

自動車工業がすでに各国とも大規模な工場を持ち、大量生産方式をとっていることから、既存会社の提携による新市場対策が打ち出されているのに対し、新分野開拓の余地に富んだ電機産業部門では、たとえばフランスのトムソン・ヒューストン社、西ドイツのテレフンケン社、イタリアのフィンメカニカ社、オランダのフィリップス社、ベルギーのシャルロワ電気工業の共同出資による新欧州電子会社の設立のごとく、既存会社の国際協力による新会社設立の動きが目立っている。

以上のような域内企業の提携はフランス、プラントン百貨店とベルギー、イノバシオン百貨店の提携のごとき小売商業部門、広告業などサービス部門から、新聞報道部門に至るまでほとんど全産業分野にわたっているが、このほか域内同業団体の結成もきわめて盛んで、すでに昨年夏で50の工業団体、40の商業団体を数えており、これらを通じて域内各企業は新市場の研究、販路拡張を行なうと同時に、域内産業構造の改革、生産力の増強、それによる国際競争力の強化などを実現し、共同市場の発展の大きな力となっている。

ロ、国際投資信託の設立

1958年末の西欧諸国の交換性回復、その後の各

国、とくに従来最も強い管理を行っていたフランスの非居住者資本勘定自由化措置は共同市場域内の資本交流活発化の基盤を形成、以来域内各証券市場における他国株式の新規上場などが相次いで行なわれたが、前述のような域内企業提携の動きとも関連して共同市場諸国の証券を投資対象とする国際投資信託の新規設定が盛んに行なわれている。主要なものをあげれば、昨年1月西ドイツの金融機関により、共同市場6か国の有価証券投資を目的として設立されたオイローパ1、6か国の主要銀行13行で設立されたユルニオン（投資対象、共同市場諸国、米、英、スイス証券）カナダのトランス・アトランティック・ファンド（資金の2分の1を共同市場に投資）その他ユーリット、フランシット、ユーロ・ファンドなどがある。

これら国際投資信託の投資額は最大の規模を持つユルニオンの約10億ドルのほかは、ユーリット、フランシットの1億ドル台、その外は1億ドル未満であるが、いずれも共同市場の発展を買って、いわゆる成長株への投資を主眼とするもので、今後こうした国際投資信託の設立が域内、域外でますます活発化する傾向にあることから、その投資は共同市場の発展にいっそう大きな役割を演ずることとなる。

(3) 域外企業の共同市場進出

イ、米国

域外国からの共同市場に対する直接投資は米国が圧倒的に多く、昨年6月末残高は19億ドル（推定）に達している。これは1950年末比200%の増加で、同期間におけるその他欧州向け直接投資の増加率163%を大幅に上回っている。かかる傾向は共同市場発足以来いっそう顕著となり、現在欧州に投下されている米国資本は残高ではまだ半分が古くからの関係上英国に集中しているものの、新しい米国の対欧投資は英国よりも共同市場6か国向けのほうがはるかに急速度で増加していると伝えられる。こうした動きを説明するものとして、たとえばデュポン社が北アイルランドの工場拡張を取り止めてオランダにオーロンの新工場を

作ったことなどが伝えられるほか、最近の米マグローヒル社の調査も、本年における米国企業の共同市場進出意欲はきわめて強いとしている。

なお米国企業の共同市場進出の実例は全く枚挙にいとまがなく、とくに工場、販売店設置がきわめて活発であるが、他方IBM社が従来五つの工場で行っていた欧州における計算機生産をミラノとアムステルダム の2か所に集中、大量生産計画を進めているごとく、古くから共同市場各国に進出している企業の中には6か国が1経済単位となるのに応じ、工場・店舗の集中合理化を進めているものもあるのが注目される。

米国の対共同市場6か国別直接投資

(単位・百万ドル)

区 分	フランス	西ドイツ	イタリア	オランダ	ベルギー・ルクセンブルグ	共同市場	
製造業	1950年	114	123	19	23	35	314
	1958年	270	315	91	48	89	813
	増加率	137%	156%	379%	109%	154%	159%
石油	1950年	75	38	37	43	17	210
	1958年	179	164	110	126	47	626
	増加率	139%	332%	197%	193%	176%	198%
その他	1950年	28	43	7	18	13	109
	1958年	78	95	63	51	27	314
	増加率	179%	121%	800%	168%	108%	185%
全産業	1950年	217	204	63	84	65	633
	1958年	527	574	264	225	163	1,753
	増加率	143%	164%	319%	168%	159%	177%

(注) 米国の対外直接投資総額1958年 27,075 百万ドル。59年 29,400 百万ドル。59年の国別、地域別未発表。

ロ、英国その他諸国

英国産業界は共同市場とはいわば敵対関係にあり、共同市場企業との提携ないし域内への進出は当初は活発には行なわれなかった。しかし最近かかる態度は結局有望な新市場への進出に遅れをとることとなるとの認識から、対共同市場進出がとみに活発化している。すなわちブリティッシュ・モーターズがベルギーおよびイタリアに、ブリティッシュ・フォードがオランダにそれぞれ組立工場を建設したほか、コートールズ(合成繊維)のフラ

ンス進出、ブルー・アンド・ウエド社のベルギーでのコンプレッサー工場建設、ダンロップのフランス同系会社強化、クラブトリーズ(印刷機)のオランダ会社との提携などが行なわれたが、これらのほか現在きわめて多数の進出計画があると伝えられる。

米・英2国以外の共同市場進出は、カナダ、スイスなどの資本輸出のほかはみるべきものはないが、最近スウェーデン、ボニエ製紙のフランスへの工場進出の例などがある。

ハ、域外企業共同市場進出の諸要因

上述のごとく米・英を中心とする域外諸国の共同市場への進出はきわめて活発であるが、その意図するところは次のようなものである。

- ① 170 百万人の人口(米国に匹敵)を有する将来の大市場の確保。
- ② 共同市場の対外関税の差別をくぐり抜けること。
- ③ 共同市場の低賃金を利用すること(注1)。
- ④ 共同市場域内における高い資本収益率を利用すること(注2)。

米国の進出が他国に比し盛んなのは、上記③、④の要因がとくに米国にとって大きく作用するためにはかならず、またこれら共同市場諸国への外資流入がかったの石油、鉱山関係中心から、最近では化学、電機関係にウェイトが移動しつつあるのは、後述する共同市場諸国側のこれら産業部門に対する外資導入歓迎態度もさることながら、投下資本に対する収益率が石油よりも、その他部門のほうが大きいことによるものであろう。

(注1) 製造工業平均時間賃金

(1959年4月現在、単位・ドル)

西ドイツ	0.78	米	国	2.68
ベルギー	0.74	英	国	0.77
フランス	0.71			
イタリア	0.61			
オランダ	0.57			

(注2) 共同市場諸国における投下資本収益率
(1956~58年)

区 分	製造業	石 油	その他	全産業
フ ラ ン ス	10 %	11 %	11 %	11 %
西 ド イ ツ	17	4	19	13
イ タ リ ア	15	5	11	10
オ ラ ン ダ	7	6	26	8
ベルギー・ ルクセンブルグ	12	9	20	12
共同市場平均	13	7	16	11
米 国	—	—	—	8

このような投資国側の態度に加え、受入れ側の共同市場諸国も西ドイツの例外を除きいずれも外資の流入を積極的に歓迎している。これは欧州としては何も最近に始まった傾向ではなく、西欧諸国が戦後の復興を巨額のマーシャル援助に負って以来のことであるが、いまや完全に戦後の復興を完成した6か国は、いはば第2の発展段階である欧州共同市場の建設に、今度は援助ではなく外資を積極的に利用しようとする考え方をもっている。このため各国は進んで為替の自由化措置を進め、また国内の投資促進策を導入外資にも同様に適用するなど外資の流入を容易ならしめるための措置をとっているが(注)とくにさきにも触れたとおり、化学、電機など技術革新が急速に進展しつつある産業分野、大量生産方式に転換するため新技術を導入する必要がある部門などへの外国企業の進出を歓迎している。

なおこのような外資流入の盛行に伴い、域内企業で外国資本にマジョリティを握られる企業がふえつつあるようである。統計資料はベルギー、オランダに対する米国資本進出の場合の例しかないが、1959年6月末現在オランダでは全株米国所有企業102に対し、一部オランダ側所有はわずか37で、しかもその数は前年に比し減少(全株米国所有に切換え)しており、ベルギーでも全株米国所有171に対し、一部ベルギー側保有35となっている。このような傾向は一部では問題視されているが、米国資本の場合、投資先国での利益の大半がその国で再投資され、本国へ引き上げられること

が少ないこともあって、結局は米資を導入した国の経済発展に貢献するものであるとの認識が一般的で、企業のマジョリティの問題はさほど重要視されてはいないのが現状のようである。

(注) フランス——設備投資特別奨励金制度、定率法導入による早期償却制度、フラン・ドル委員会(米国の対フランス投資に関する資料提供連絡輪旋機関)の設置。

・イタリア——南イタリア開発のための導入外資に対する10年間法人税免除、プラント建設費の20%までの贈与、長期低利の融資、地方税に関する特典など。

オランダ——導入外資による企業収益に対する減免税措置、設備早期償却制度(2か年で70%)特定農業地域進出企業に対する建設費の30%、土地購入費の50%までの補助金交付。

ベルギー——特定地域の投資に対する補助金免税、低利貸付制度。

5. む す び

さる7月末のドゴール、アデナウアー、パリ会談を皮切りに、ドゴール大統領は最近相次いで共同市場各国首相と個別会談を行ない、6か国の統合を促進するために、単に経済面のみならず、政治、軍事、文化の各面にわたり超国家的決定権を持った欧州政治機関の設立を提唱した。これは欧州共同市場がいまや政治共同体にまで進む段階に近づきつつあることを示すものにほかならず、共同市場のEFTAに対する優越性もようやく歴然たるものとなってきた。かかる情勢から英国は次第に共同市場との無益な対立を避け、むしろ積極的に共同市場に接近すべきであるとの考え方に転じつつあり、最近は共同市場の理念を大幅に取り入れた欧州関税同盟結成の構想をも持つに至ったと伝えられる。一方共同市場側でも、たまたま前記ドゴールの欧州政治機関設立提唱に関し、西ドイツ、ベルギーなどが、①欧州大陸におけるドゴール独裁制の危懼、②NATO内にさらに小軍事グループを作ることに対する疑問、③東西首脳会談決裂以来のソ連外交攻勢の強化、米国の大統領選挙を控えての外交政策の弱体化の現状から、欧

州はむしろ政治的に英国をも加えて結束すべきであると考えられることなどの理由で、今直ちにドゴール提案採用決定は保留する態度をとったため、懸案の6対7の対立問題はやや好転のきざしを示し、欧州は共同市場を中心により大きく大同団結する方向に進みつつあるのが注目される。こうした動きは今後のOEEC改組²¹か国会議などによってもさらに拍車かけられることとなる。

このようにして欧州共同市場は欧州の中核としてますます強力なものとなりつつあるが、わが国との関係では共同市場はわが国をいわゆる低価格国として差別待遇している面が依然強い。本年上半期のわが国の対共同市場輸出は76.7百万ドルと昨年同期比31%の著増を示したが（昨年年間対前年比8%増）、これはわが国の総輸出の4%にすぎないのであって、もし共同市場側の対日差別がなければその著しい経済発展を背景とした膨大な購買力、わが国産業の競争力などから考えて、日本の対共同市場輸出はさらに大幅に伸びたものと思われる。わが国としては将来の大市場開拓のため、現在の対米貿易依存度（対北米州輸出、1959年36%、本年上半期35%）に比べて著しく低い対

共同市場貿易の拡大にいつその努力を傾注する必要がある。

ただここで注意すべきことは、ハルシュタイン委員長がしばしば説いているごとく、共同市場が戦前にみられたような排他的経済ブロックではなく、域内経済力の充実に応じて広く世界に貿易自由化政策をとる意図を持っていることである。この方針は従来の共同市場の域内関税引下げ、輸入割当拡大などがGATT、OEEC加盟国などに拡大適用された事実にも示されているが、今回決定をみたハルシュタイン・プランにおいても共同市場は今後も相手国との双務ベースで、広く第3国に域内措置を拡大適用する態度を打ち出している。われわれとしては、このような共同市場の性格を十分理解し、わが国自身も新しい世界の自由貿易体制と経済協力体制に溶け込む態度で貿易・為替の自由化措置をさらに積極的に進めるとともに、各国がわが国を低価格国として警戒しているいわゆる市場こう乱問題に関しては、日本が戦前の低賃金国からは大幅な変貌を遂げている現実をかれらに理解せしめることによって、日本と共同市場との貿易拡大の障害を漸次解決してゆくほかはないものと思われる。